

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No. 1
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社 代表取締役 廣本 裕一
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
【報告義務発生日】	2026年5月1日
【提出日】	2026年5月12日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上増加したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	曙ブレーキ工業株式会社
証券コード	7238
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所プライム市場

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2010年9月29日
代表者氏名	廣本 裕一
代表者役職	代表取締役
事業内容	投資業務等

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	小島 雅之
電話番号	03-6268-0330

(2)【保有目的】

純投資及び重要提案行為等を行うこと。

なお、発行者及び提出者が無限責任組合員を務めるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第貳号投資事業有限責任組合（以下「JIS 2号ファンド」といいます。）は、2019年7月18日付で出資契約書（その後の変更を含み、以下「本出資契約」といいます。）を締結しており、JIS 2号ファンドは、本出資契約に基づいて発行者に対して社外取締役2名の派遣を行っております。

(3)【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等(株・口)			464,539,132	
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等(株・口)	A	-	H	O
新株予約権付社債券(株)	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計(株・口)	V	W	X 464,539,132	Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数(総数) (V+W+X+Y-Z-AA)	AB			464,539,132
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC			326,762,553
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC)				326,762,553

上記「保有株券等の数(総数)」には、A種種類株式(無議決権株式)13,700株に付された取得請求権の行使により取得しうる普通株式326,776,253株を含んでいる。

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2026年5月1日現在)	AD	273,768,922
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE	326,762,553
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合(%) (AB/(AD+AE-AF)×100)		77.35

直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	50.32
----------------------------	-------

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、A種種類株式及び普通株式をJIS 2号ファンドの無限責任組合員として保有している。

JIS 2号ファンドは、2024年6月26日付で、発行者との間で、A種種類株式につき、2020年4月1日から、発行者がドイツ銀行東京支店らとの間で締結した借入契約における弁済期（原則2029年6月30日）までの期間、金銭対価取得請求を行わないことを合意している。

また、JIS 2号ファンドは、2024年6月26日付で、発行者及びドイツ銀行東京支店らとの間で、A種種類株式及び普通株式につき、ドイツ銀行東京支店らの事前の承諾なく譲渡、貸借、移転その他の処分を行わないことを合意している。

本出資契約において、大要、以下の事項を合意している。

発行者は、取締役の選任が議題となる発行者の各株主総会において、JIS 2号ファンドの指名する者1名（但し、本出資契約の規定に従い、JIS 2号ファンドの指名する者を2名とする場合には、2名）を発行者の社外取締役として選任する議題及び議案を役員指名諮問委員会の答申を経たうえで上程し、かかる議案が承認されるように合理的な最善の努力を尽くすこと

発行者は、JIS 2号ファンドの事前の書面等による承諾のある場合（但し、JIS 2号ファンドはかかる承諾を不合理に拒絶、留保又は遅延してはならないものとする。）を除き、一定の事項（定款等の変更、株式等の発行、自己株式の取得や株式分割等、剰余金の配当その他の剰余金の処分（欠損の填補を除く。）、一定の重要な資産の処分、一定の業務提携、子会社の設立、グループ化を伴う株式等の取得、事業の処分・譲受や組織再編行為等、一定の資産の取得、一定の借入・保証等、事業計画の変更（軽微なものを除く。）、実行の中止若しくは停止又は新たな事業計画の策定、発行者及び重要な発行者のグループ会社の重要な人事に関する事項、年度予算の承認、修正又は変更（形式的又は軽微なものを除く。）、一定の外部専門家の起用に係る契約の締結、変更又は更新、重要又は異例な取引の開始、既存の重要な取引の中止に関する事項、その他株主総会の特別決議を要する行為等）を行わないこと

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	13,700,000
上記（AI）の内訳	顧客資産 2025年1月14日付でA種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権の行使により普通株式137,762,879株を取得
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	13,700,000

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

--	--	--